

参考資料 6

出典：令和元年 7月26日知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会資料 1

インターネット上の海賊版対策について

2019年7月

内閣府知的財産戦略推進事務局

インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー(案)

「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」等の議論を踏まえ、海賊版による被害を効果的に防ぎ、著作権者等の正当な利益を確保するため、以下に掲げる対策を段階的に実施する。



インターネット上の海賊版対策に関する工程表(案)

(1)著作権教育・意識啓発

これまでの進捗・効果	2019年度の実施予定	2020年度の実施予定	2021年度以降の実施予定	担当省庁
○官民で連携しながら、より効果的な著作権教育・意識啓発を実施すること。				
<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちのインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的に、児童・生徒、保護者・教職員等に対する学校等の現場での「出前講座」(e-ネットキャラバン)を、情報通信分野等の企業・団体と総務省・文部科学省が協力して全国で開催する中で、違法コピーの問題等、著作権関連の啓発を実施。(特に、2019年2月から5月まで「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として重点的に実施。) 	<ul style="list-style-type: none"> 出版業界とも連携しつつ、引き続き、著作権関連の啓発を含むe-ネットキャラバンを推進。 			【総務省】
<ul style="list-style-type: none"> 都道府県職員、教職員、図書館等職員向けの著作権講習会を開催しているほか、共催を希望する自治体において広く国民を対象とした著作権セミナーを開催。 平成30年10月に海賊版に関する普及啓発ポスターを作成し、全国の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、中等教育学校、高等専門学校(計36,845校)に配布。 平成31年1月より、従来実施してきた普及啓発施策を検証するための調査研究を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 前年度の検証結果を踏まえ、文化庁ウェブサイトにおいて、著作権教育教材を一元的に参照できるページを作成するなど、効果的な普及啓発を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。 		【文化庁】
<ul style="list-style-type: none"> 出版広報センターが、マンガの人気キャラクターを用いた「STOP! 海賊版」キャンペーンにおける周知・啓発活動を実施。YouTubeに動画をアップ(7月)。 一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)が、日中韓の著名キャラクターを用いたポスター及び動画による周知・啓発を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、周知・啓発活動を継続。 	<ul style="list-style-type: none"> 状況を踏まえ、必要な取組を検討。 		【経済産業省】

インターネット上の海賊版対策に関する工程表(案)

(2)正規版の流通促進

これまでの進捗・効果	2019年度の実施予定	2020年度の実施予定	2021年度以降の実施予定	担当省庁
<p>○海外市場の獲得も視野に入れながら、ユーザーにとって利便性の高い形でコンテンツの正規版を流通させるため、民間主導の協力関係の構築を図ること。</p> <p>・出版広報センターが、電子取次事業者や電子書店の協力を得て、正規版の配信サイト等に掲示されるABJマーク（ABJは”Authorized Books of Japan”的略）の運用により、ホワイトリストを作成・公表（平成30年11月～）。599サービス、141事業者が登録（令和元年6月27日時点）。</p>	<p>・マンガ・アニメ海賊版対策協議会内に、中小出版事業者を含むマンガ・アニメ事業者の事業連携等の協議・連絡を行うWGを設置。</p>	<p>・状況を踏まえ、必要な取組を検討。</p>		【経済産業省】

インターネット上の海賊版対策に関する工程表(案)

(3)インターネット上の海賊版対策の中心となる組織の設置

これまでの進捗・効果	2019年度の実施予定	2020年度の実施予定	2021年度以降の実施予定	担当省庁
<p>○個々のインターネット上の海賊版の特徴に応じた最適な対策を効果的に実施するため、専門的な知見を結集して海賊版対策を推進するための民間主導の協力関係の構築を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none">通信事業者の協力が必要な対策を実施する場合の前提として、権利者側と通信事業者側の協力関係を築くために必要となる相互の信頼関係の醸成のための両者の対話への働きかけを実施した。具体的な協力・連携の取組例として、出版広報センターによる「STOP！海賊版」キャンペーンへの通信業界の賛同・協力の実現を支援。	<ul style="list-style-type: none">権利者側と通信事業者側が相互の信頼関係に基づいた協力関係を構築し、両者の対話と相互理解の下で、両者が協同して具体的な取組が実施されるよう、引き続き必要な支援を行う。			【総務省】
<ul style="list-style-type: none">CODAと広告関連3団体（公益社団法人日本アドバタイザーズ協会（JAA）、一般社団法人日本広告業協会（JAAA）、一般社団法人日本インターラクティブ広告協会（JIAA））が、海賊版サイトへの広告出稿抑制についての定期協議（平成30年7月～）を実施。海賊版サイトへの広告出稿抑制について、CODAと広告関連3団体（JAA、JAAA、JIAA）の合同会議の設置に向けた議論を開始。	<ul style="list-style-type: none">海賊版サイトへの広告出稿抑制について、CODAと広告関連3団体（JAA、JAAA、JIAA）の合同会議を設置（同会議を通じて、引き続き定期的な海賊版サイトリストの共有等を実施）。	<ul style="list-style-type: none">同会議を通じて引き続き海賊版サイトリストの共有等を実施。	<ul style="list-style-type: none">状況を踏まえ、必要な取組を検討。	【経済産業省】

インターネット上の海賊版対策に関する工程表(案)

(4)国際連携・国際執行の強化

これまでの進捗・効果	2019年度の実施予定	2020年度の実施予定	2021年度以降の実施予定	担当省庁
<p>○国際裁判管轄及び準拠法を踏まえつつ、民間事業者等による諸外国における民事手続きの利用を促進するとともに、国際捜査共助の進展を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 警察では、外交ルート等を通じた国際捜査共助の枠組みを活用し、国外の捜査機関に対して協力を要請して、海賊版事犯を含む著作権侵害事犯の検挙に努めている。特に、互いの交流が活発である国や地域との間では、国際捜査共助の迅速化・効率化並びに一層確実な実施を図るため、個別に刑事共助条約（協定）を締結している（これまでに米国、韓国、中国、香港、EU及びロシアとの間で締結）。 				
<ul style="list-style-type: none"> 我が国は、外交ルートを通じて刑事事件の捜査・公判に必要な証拠の提供等を受けているほか、米国、韓国、中国、香港、EU及びロシアとの間で、それぞれ刑事共助条約又は協定を締結するとともに、サイバー犯罪に関する条約、国際組織犯罪防止条約（TOC条約）等の刑事共助を規定する多国間条約を締結し、多数の国・地域との間で円滑な国際捜査共助体制を構築している。 		<ul style="list-style-type: none"> 国境を越えて行われる海賊版事犯に対し、引き続き、国際捜査共助の枠組みを活用して捜査を推進していく。 		【警察庁】
<ul style="list-style-type: none"> CODAを通じて、 <ol style="list-style-type: none"> 侵害地国における最新情報の継続的な把握 各国の権利者団体と連携して、侵害地国の捜査機関に対する取締強化の要請等を実施。 権利者と協議のうえ、違法販売業者等に対する共同エンフォースメントの実施。 		<ul style="list-style-type: none"> ベトナムとの間で刑事共助条約の新規締結に向けた交渉が行われており、引き続き合意に向けた努力を続ける。 同条約が発効した場合には、同条約を活用するとともに、既存の国際捜査共助の枠組みを活用して捜査を推進していく。 		【法務省】
	<ul style="list-style-type: none"> 十分な予算を確保の上、引き続きエンフォースメントを実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 状況を踏まえ、必要な取組を検討。 		【経済産業省】

インターネット上の海賊版対策に関する工程表(案)

(5)検索サイト対策

これまでの進捗・効果	2019年度の実施予定	2020年度の実施予定	2021年度以降の実施予定	担当省庁
<p>○海賊版サイトの検索結果からの削除・表示抑制に関し、著作権者等と検索事業者との協議を推進すること。</p> <p>・文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会において検討を進め、2019年2月に「文化審議会著作権分科会報告書」をとりまとめ。報告書では、権利者団体及びインターネット情報検索サービス事業者との間で協議が行われるとともに、文化審議会著作権分科会としてはまずは当事者間の取組みの状況を見守ることとし、必要に応じて対応を検討していくこととした。</p>	<p>・文化審議会において協議の進捗状況について報告を聴取し、今後の対応を検討。</p>	<p>・左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。</p>		【文化庁】

インターネット上の海賊版対策に関する工程表(案)

(6)広告出稿の抑制

これまでの進捗・効果	2019年度の実施予定	2020年度の実施予定	2021年度以降の実施予定	担当省庁
<p>○海賊版サイトに対する広告出稿の自主的な抑制に関し、権利者等と広告関係団体の合同会議を通じた著作権侵害サイトリストの共有、広告関係団体の自主的ガイドライン策定・普及の推進を図ること。</p> <p>・ CODAと広告関連3団体（JAA、JAAA、JIAA）が、海賊版サイトへの広告出稿抑制についての定期協議を実施。広告関連3団体が、CODAが提供する海賊版サイトリストを会員各社に定期的に共有。 ・ 海賊版サイトへの広告出稿抑制について、CODAと広告関連3団体（JAA、JAAA、JIAA）の合同会議の設置に向けた議論を開始。 ・ JIAAが、広告配信プラットフォーム事業者が適切な広告掲載先の選定を行うためのガイドラインを策定・公表（4月）。</p>	<p>・ 海賊版サイトへの広告出稿抑制について、CODAと広告関連3団体（JAA、JAAA、JIAA）の合同会議を設置し、同会議を通じて、引き続き定期的な海賊版サイトリストの共有等を実施。</p>	<p>・ 同会議を通じて、引き続き定期的な海賊版サイトリストの共有等を実施。</p>	<p>・ 状況を踏まえ、必要な取組を検討。</p>	【経済産業省】

インターネット上の海賊版対策に関する工程表(案)

(7) フィルタリング①

これまでの進捗・効果	2019年度の実施予定	2020年度の実施予定	2021年度以降の実施予定	担当省庁
<p>○青少年インターネット環境整備法に基づき、青少年フィルタリングを更に普及促進するとともに、関係事業者との連携強化等によるユーザーの利便性向上を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 改正青少年インターネット環境整備法の施行（2018年2月）に先立ち、携帯電話事業者等に対し、フィルタリングに関して強化された義務の履行の徹底を要請（2018年1月）するとともに、店頭等での周知用として、携帯電話事業者等に対し、フィルタリングに係る店側の義務や保護者の役割等を説明するリーフレット40万部を配布（2018年1月）。 保護者や教職員に対するフィルタリングの必要性等を周知するため、フィルタリングの仕組みや活用法に特化した学校等への「出前講座」（e-ネットキャラバンPlus）を実施。 さらに、利用者に分かりやすく、使いやすいフィルタリングの実現を推進するため、総務省の「青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォース」における議論を踏まえ、携帯キャリアにおいて、フィルタリングサービスの名称・フィルタリングアプリアイコンを統一したほか（2017年3月）、小学生・中学生・高校生モードに加え、リテラシーの高い層向けに「高校生プラスモード」を導入（2017年3月）。 安心ネットづくり促進協議会の「インターネット環境整備に係る検討会」において、保護者のフィルタリングのカスタマイズに資する情報発信について先行的に検討を行い、当該検討を踏まえ、SNSアプリの特徴や利用上の注意点等を発信。 	<p>・引き続き、フィルタリングの必要性等の周知等を実施。 また、「青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォース」において、改正青少年インターネット環境整備法に基づき、フィルタリング利用促進のための方策や関係事業者との連携強化等によるユーザーの利便性向上等の方策等について検討。「課題及び対策」をとりまとめ、それを踏まえた関係事業者等の取組を推進する。</p>	<p>・引き続き、フィルタリングの必要性等の周知等を含め、フィルタリングの利用促進のための方策を推進。</p>		【総務省】

インターネット上の海賊版対策に関する工程表(案)

(7) フィルタリング②

これまでの進捗・効果	2019年度の実施予定	2020年度の実施予定	2021年度以降の実施予定	担当省庁
<p>○海賊版サイトにはセキュリティ上問題があるサイトも存在するため、セキュリティソフトウェアによるフィルタリングの活用に向けた権利者団体とセキュリティソフトウェア会社との連携体制の構築を図ること。</p> <p>・ CODAから個々のセキュリティソフトウェア会社に海賊版サイトリストの提供を実施。 ・ CODAとJNSA等との協力により、CODAが海賊版サイトリストを定期的に提供し、セキュリティソフトウェア会社等が当該リストをフィルタリングに活用するための枠組みを検討中。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ CODAとJNSA等との協力により、CODAが海賊版サイトリストを定期的に提供し、セキュリティソフトウェア会社等が当該リストをフィルタリングに活用するための連携枠組みを構築。・ 上記連携に基づいたCODAからJNSA等への海賊版サイトリストの定期的な提供やセキュリティサービスへの更なる活用検討の働きかけ。	<ul style="list-style-type: none">・ 状況を踏まえ、必要な取組を検討。		【経済産業省】

インターネット上の海賊版対策に関する工程表(案)

(8) アクセス警告方式

これまでの進捗・効果	2019年度の実施予定	2020年度の実施予定	2021年度以降の実施予定	担当省庁
<p>○海賊版サイトにアクセスする者に対して警告を表示する「アクセス警告方式」について、法制度の変更を前提とせずにユーザーの海賊版サイトへのアクセスの抑止効果を最大限高める方式を検討し、海賊版サイトへの対策として実効的な枠組みを提示した上で、速やかに導入すること。</p> <p>・ 「インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会」を開催し、「アクセス警告方式」の実施の前提となる法的整理、導入・実施に当たっての技術的 possibility 等について検討を行うほか、併せて、その他アクセスを効果的に抑制するための方策に係る検討を行っているところ。</p> <p>・ 「インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会」における検討について、今夏を目途に取りまとめを行う。</p>			<p>・ 法的整理についての検討によって得られた結論のほか、技術的な可能性や必要なコストを踏まえて、ISP等による導入の具体化に向けてISP等との協議を進め、導入を働きかける。</p>	【総務省】

インターネット上の海賊版対策に関する工程表(案)

(9) リーチサイト対策

これまでの進捗・効果	2019年度の実施予定	2020年度の実施予定	2021年度以降の実施予定	担当省庁
<p>○インターネットユーザーを侵害コンテンツへ誘導するウェブサイト（リーチサイト）に対応するための法制整備を速やかに行うこと。</p> <p>・文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会において検討を進め、2019年2月に「文化審議会著作権分科会報告書」をとりまとめ。 ・第198回国会への法案提出に向けた準備を進めていたが、提出を見送り。</p>		<p>・引き続き法案提出に向けた準備を進める。</p>		【文化庁】

インターネット上の海賊版対策に関する工程表(案)

(10)著作権を侵害する静止画(書籍)のダウンロード違法化

これまでの進捗・効果	2019年度の実施予定	2020年度の実施予定	2021年度以降の実施予定	担当省庁
<p>○著作権を侵害する静止画（書籍）のダウンロードの違法化のための法制度整備を速やかに行うこと。</p> <p>・文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会において検討を進め、2019年2月に「文化審議会著作権分科会報告書」をとりまとめ。・第198回国会への法案提出に向けた準備を進めていたが、提出を見送り。</p>	<ul style="list-style-type: none">・「深刻な海賊版被害への実効的な対策を講じること」と「国民の正当な情報収集等に萎縮を生じさせないこと」という2つの課題を両立すべく、国民の皆様の声をより丁寧に伺いながら引き続き法案提出に向けた準備を進める。			【文化庁】